

就学援助は、経済的な事情によりお子様の義務教育にかかる就学費用の支払いにお困りの世帯に対し、その費用の一部を援助する制度です。世帯の所得が所定額以下であるなど、札幌市が定める要件を満たす世帯が対象となります。就学援助を希望される方は、以下の説明及び申請要領をご覧ください。

対象となるお子様

○令和5年10月時点で小学校・中学校に在学しているお子様

○令和6年4月に小学校に入学するお子様

義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程は中学校と読み替えてください。

対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、次の認定要件1～6のいずれかに該当する世帯（生活保護を受けている世帯は対象外）

	認 定 要 件					備 考			
1	令和 4 年 10 月以降 生活保護が廃止または停止された。					生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限ります。			
2	札幌市で児童扶養手当を受給している(A)、または 令和 4 年 11 月以降に受給したことがある(B)。					(B)は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成等が変わっていない場合に限ります。			
3	令和 4 年度または令和 5 年度のいずれかにおいて、高校生以下を除く 世帯全員(※1)の市町村民税が非課税または全額免除された。					同一年度に全員が非課税である(または免除されている)ことが必要です。			
4	高校生以下を除く世帯全員分(※1)の令和 4 年中の所得の合計額が下表の限度額以下だった。 (失業者がいる世帯や医療費が多くかかった世帯は、世帯所得の合計額から一定額を控除できる場合があります。)								
	世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
	所得限度額	186 万円	232 万円	252 万円	288 万円	341 万円	410 万円	480 万円	558 万円
	給与収入額の 目安(※2)	277 万円程度	343 万円程度	369 万円程度	414 万円程度	480 万円程度	567 万円程度	654 万円程度	741 万円程度
5	令和 4 年度以降、風水害・地震・火災等の災害により 個人事業主等に係る個人事業税が全額免除された。								
6	令和 4 年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。(注)緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含む。)は対象外です。								

(※1) 生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。

(※2) 収入がある方の人数や金額によって変動する場合があります。あくまでも目安であり、この金額は審査に使用しません。

申請方法

申請書、振込口座の通帳コピー、その他添付書類(必要な方のみ)を学校に提出してください。

① 次のいずれかの方法で申請書を入手してください。

- ・ 学校から受け取る場合 お子様が在籍する学校(小学校入学予定者は入学予定校)にお申し出ください。
- ・ ご自身で印刷する場合 札幌市ホームページにPDFデータを掲載していますのでご自身で印刷してください。

② 申請書に必要な事項を漏れなく記入のうえ、学校に提出してください。(提出期限：令和5年8月25日)

就学援助費の振込口座の通帳コピーも必要ですので、あわせてご準備ください。

一部の方は、その他の添付書類も必要です。必要となる方や必要書類については申請要領の説明をご覧ください。
小学校と中学校など複数名のお子様が異なる学校に在学する場合は、いずれか1校に提出してください。

※ 申請内容に疑義があるときや、提出いただいた書類だけでは審査ができないときは、追加の確認や書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 上記の提出期限にかかわらず、離婚や失業などで家計状況が変化した場合など、年間を通して随時、申請を受け付けます。その場合は原則として申請した月からの認定となり、支給額が月割りになる費目や支給を受けられない費目があります。

援助の内容

令和5年6月時点の内容です。国の基準改定などにより今後変更になる場合があります。

下表は札幌市立学校の場合の支給費目です。国立・私立学校の場合は一部の費目が支給対象外となります。

支給費目	支給を受けられる方（注1）	支給内容（注1）
学用品費等	小・中学生	小1：13,230円/年 小2～6：15,500円/年 中1：25,040円/年 中2～3：27,310円/年 (注2)
生徒会費	中学生	2,340円/年（注2）
宿泊校外活動費	実施日前までに申請し、認定された方で行事に参加した方	交通費・見学科相当額
修学旅行費		実費相当額（一部対象外となる経費あり）
体育実技用具	小1・小4・中1 (対象となる授業の実施があり、助成時期までに認定された方)	(小学校) スキー用具の現物給付 (中学校) スキー用具又は柔道衣の現物給付
新入学児童生徒学用品費 (入学準備金)	令和6年4月に小学校に入学する方 (認定月が令和6年4月以前の方に限る)	小学校入学準備金：54,060円/人
	令和6年4月に中学校に入学する方 (認定月が令和6年3月以前の方に限る)	中学校入学準備金：63,000円/人
通学費 夏季：4～10月 冬季：11～3月	片道の通学距離が 夏季：小学生4km以上、中学生6km以上 冬季：小学生2km以上、中学生3km以上 となる方（合理的・経済的な経路に限る） ※中等教育学校在学の方は支給対象外です。	公共交通機関の利用額 ※他制度で通学交通費助成を受けられない場合に限り支給を受けられます。 ※公共交通機関利用日数が授業実施日数の6割未満の場合は支給を受けられません。
給食費	小・中学生	認定を受けている期間中の給食費が無料
学校病医療費	小・中学生で、 トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、 寄生虫病（虫卵保有含む）の治療を受ける方	医療費自己負担額が無料（左記疾病の分のみ） ※受診前に学校から医療券の交付を受け、受診時に医療機関に持参する必要があります。 ※持参せず受診した場合や、医療券を使用できない医療機関を受診した場合は支給対象外です。
災害共済掛金	小・中学生で、5月1日時点で認定された方	日本スポーツ振興センター共済掛金が無料

注1 本表には各支給費目の概略を記載しています。詳細については対象となる方に別途お知らせします。

注2 学用品費等・生徒会費の金額は年額です。令和5年11月以降に認定を受けた方への支給額は月割りとなります。

注3 本表の小学校（生）には義務教育学校の前期課程（1年生～6年生）、中学校（生）には義務教育学校の後期課程（7年生～9年生）、中等教育学校の前期課程（1年生～3年生）を含みます。

お問い合わせ

就学援助の申請に関するご相談、申請書の交付・提出等については、学校にお問い合わせください。

就学援助制度については、札幌市ホームページでもご案内しています。
申請書の印刷用データもこちらに掲載しています。

札幌市 就学援助

検索



令和5年10月～令和6年9月 就学援助申請書 [表]

(あて先)札幌市教育委員会

私の世帯は就学援助を受けたいので、下記の事項に同意のうえ申請します。

(学校使用欄)

受付校コード					
申請日	令和	年	月	日	

記

- 札幌市教育委員会が、就学援助の認定のために必要な範囲内で、私及び世帯員全員の所得、課税の状況、生活保護並びに児童扶養手当の申請・受給の状況について、札幌市の所管部局から情報を得ることに同意します。
- 審査の結果について、札幌市教育委員会が、②に記載する者が在籍する(又は進学予定の)学校に通知することに同意します。
- 私の世帯に支給される給食費及び修学旅行費は、学校長または札幌市長がこれを代理受領し、給食費及び修学旅行費に充当することに同意します。
- 学校徴収金に滞納がある場合には、私の世帯に支給される学用品費等及び宿泊校外活動費は、学校長がこれを代理受領し、滞納額の弁済に充当することに同意します。
- 不実の申告等により不正に就学援助費を受給した場合は、その全額を返還することに同意します。

① 申請者(口座名義人) ※保護者等に限ります 【すべて必須項目です。記入漏れのないようお願いします。】

フリガナ				生年月日	昭・平	年	月	日	☐ ②のお子様と住民登録が別
氏名				電話番号					
住所	〒 -								
令和4年中の収入	有・無	有の場合、収入の種類・勤務先(職種)など				令和4年10月以降、他市町村で就学援助を受給している(いた)場合は市町村名を記入			

② 申請の対象となるお子様 (令和5年度小・中学校在学者 または 令和6年4月小学校入学予定者)

※令和6年4月小学校入学予定者は、学校名欄に入学予定校を記入し、学年欄に「予定」と記入してください。

氏名	生年月日	続柄(長男・長女等を記載)	学校名	学年
フリガナ				
氏名	平成 年 月 日			
フリガナ				
氏名	平成 年 月 日			
フリガナ				
氏名	平成 年 月 日			
フリガナ				
氏名	平成 年 月 日			

③ 世帯の状況 (①②に記入した方以外の世帯員全員を記入してください)

別世帯主	氏名	申請者との続柄	生年月日	令和4年中の収入	収入の種類、通勤先(職業)、学校名、学年など
☐	フリガナ 氏名		昭・平・令 年 月 日	有・無	
☐	フリガナ 氏名		昭・平・令 年 月 日	有・無	
☐	フリガナ 氏名		昭・平・令 年 月 日	有・無	
☐	フリガナ 氏名		昭・平・令 年 月 日	有・無	
☐	フリガナ 氏名		昭・平・令 年 月 日	有・無	
☐	フリガナ 氏名		昭・平・令 年 月 日	有・無	

④ 申請理由 必須 (該当する番号を○で囲んでください。複数可)

- 令和4年10月以降生活保護が廃止または停止になった
- 児童扶養手当受給中または令和4年11月以降受給したことがある
- 令和4年度又は令和5年度の市町村民税が世帯全員非課税
- 令和4年中の世帯の合計所得が限度額以下
- 令和4年度以降自営業者等に係る個人事業税が全額免除
- 令和4年度以降生業・技能習得・支度関係経費の貸付を受けた

⑤ ひとり親世帯で児童扶養手当を受給していない方は理由に○ [ひとり親世帯で、上記④で「2」以外に○をつけた方は必須です。]複数可

- 申請中(未決定)のため
- 所得の限度額を超えたため
- 障害年金または遺族年金を受給しているため
- 配偶者と離婚調停または訴訟中のため
- その他 ()

(学校・教育委員会使用欄)

☐ 特別支援教育就学奨励費からの変更申請	
☐ 世帯構成の変更に伴う再申請 (事実発生日:令和 年 月 日)	
特記事項	
学校受付	審査
令和 年 月 日	学校 認・否 月

--

金融機関名	北洋銀行・北海道銀行・ゆうちょ銀行・その他（ ）	店名	本店 ・ （ ）支店
銀行コード		店番号	口座番号（右づめ）

- 通帳の表紙を開いた次の見開きページ(下の見本参照)のコピーを、はがれないようにしっかりと貼り付けてください。
- 通帳がない口座の場合、金融機関名、店名・店番号、預金種目、口座番号、口座名義人のカナ氏名が分かるものを貼り付けてください。
- ①に記入した申請者本人名義の口座に限ります。ご家族であっても他者名義の口座は使用できません。
- 普通預金のみ使用できます。貯蓄預金や定期預金など普通以外の預金種目はお取り扱いできません。
- ゆうちょ銀行をご使用の方は、他金融機関からの振込の受取口座が表示されていることを必ず確認してください。

【口座番号】7桁の数字（記号・番号とは異なります）

ゆうちょ銀行の場合

✕

記号 番号
19730 12345671

記号・番号
ではなく…

店名・店番・預金種目・口座番号

左上の「記号・番号」は振込に使用できません。「店名・店番・預金種目・口座番号」が記載（印字）されていることをご確認ください。

○

こちらの情報が必要です

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は、次の内容をご指定ください
 【店名】九七八（読み キュウナナハチ）
 【店番】978 【預金種目】普通預金 【口座番号】1234567

ゆうちょ銀行以外の場合
(北洋銀行の例)

北洋銀行 総合口座(普通預金・定期預金)

組合口座をご利用いただきありがとうございます。

三
 支店コード
3300
 支店番号
476 1234567
 支店名
白石中央 支店

印鑑用印
 印鑑用印
 印鑑用印

お寄せいただいたお問い合わせ内容について、ご回答させていただきます。

この通知と印字された紙に保管されるのが安全です。

・万一通知や印字、キャッシュカードをなくされたときは、直ちに最寄りの北洋銀行にご連絡ください。

カナ氏名、店番、口座番号、支店名が
印字されているページをコピーしてく
ださい。

この通知にお届けの普通預金および定期預金の振込用紙は上記のとおりです。

北洋銀行
(金融機関コード 9901)

TEL (011)861-8231

通帳作成所
 株式会社 北洋銀行
 札幌支店(札幌市中央区)

(参考) 学年別生年月日早見表

令和5年度(2023年度)	
中3	平成20年4月2日～平成21年4月1日
中2	平成21年4月2日～平成22年4月1日
中1	平成22年4月2日～平成23年4月1日
小6	平成23年4月2日～平成24年4月1日
小5	平成24年4月2日～平成25年4月1日
小4	平成25年4月2日～平成26年4月1日
小3	平成26年4月2日～平成27年4月1日
小2	平成27年4月2日～平成28年4月1日
小1	平成28年4月2日～平成29年4月1日

令和6年度（2024年度）	
中3	平成21年4月2日～平成22年4月1日
中2	平成22年4月2日～平成23年4月1日
中1	平成23年4月2日～平成24年4月1日
小6	平成24年4月2日～平成25年4月1日
小5	平成25年4月2日～平成26年4月1日
小4	平成26年4月2日～平成27年4月1日
小3	平成27年4月2日～平成28年4月1日
小2	平成28年4月2日～平成29年4月1日
小1	平成29年4月2日～平成30年4月1日

②申請の対象となるお子様欄の学校名欄に入学予定校を記入し、学年欄に「予定」と記入してください。

<うら面>

⑥ 世帯の状況等に関する特記事項（世帯や収入などについて特に補足する事項）

北洋・道銀・ゆうちょのいずれかの場合は該当する金融機関に○をつけてください
上記以外の金融機関の場合は「その他」の右側に記入してください

おもて面「③世帯の状況」に記載する世帯員が 7 名以上いる場合は 7 人目以降をこちらに記入してください
その他、特に補足する事項があれば記入してください
書ききれない場合は別紙にしてください(様式不問、任意の用紙で可)
記入する事柄がない場合は空欄のままで構いません

⑦ 就学援助費の振込口座（①申請者と同一名義人の口座に限ります）

金融機関名	北洋銀行・北海道銀行・ゆうちょ銀行・その他（ ）						店名	本店・（九一八）支店					
銀行コード				店番号			口座番号（右づめ）						
9	9	0	0	9	1	8	1	2	3	4	5	6	7

預金（適宜の大きさに記入）

おもて面「①申請者」と同一名義人の口座になっていること(家族であっても別名義は不可)
普通預金であること(貯蓄預金、当座預金、定期預金などは不可)
記入した口座と貼り付けた通帳等の口座が一致していることを必ず確認してください

- 通帳の表紙を開いた次の見開きページ(下)
- 通帳がない口座の場合、金融機関名、店名・店番号、預金種目、口座番号、口座名義人のカナ氏名が分かるものを貼り付けてください。
- ①に記入した申請者本人名義の口座に限ります。ご家族であっても他者名義の口座は使用できません。
- 普通預金のみ使用できます。貯蓄預金や定期預金など普通以外の預金種目はお取り扱いできません。

8 受付業務の委託について

就学援助の申請受付業務については、札幌市が所管する「札幌市行政事務センター」に委託して実施します。

申請書類の不備や、確認を要する事項があるときは、学校・教育委員会のほか、**札幌市行政事務センターから申請者に直接電話連絡（発信番号：011-350-6750）をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。**

9 審査結果の通知

審査結果は、学校を通して書面でお知らせします。申請書を提出した学校以外の学校に在籍するお子様がいる場合は、その在籍校にも教育委員会から審査結果を通知します。

10 支給内容

就学援助が認定となった方に支給される援助の内容（支給費目）は次のとおりです。〔 〕は支給対象者です。概要のみ記載しています。詳細は対象となる方に別途ご案内します。

□は国公立(国・道・市立)学校のみ、◇は札幌市立学校のみ（◆は中等教育学校を除く）支給される費目です。

学用品費等	〔小・中学生〕	年額 13,230 円～27,310 円（学年によって異なります）
生徒会費	〔中学生〕	年額 2,340 円
入学準備金	〔(小)令和 6 年 4 月小学校入学者（認定月が令和 6 年 4 月以前の方に限る）〕	54,060 円
	〔(中)令和 6 年 4 月中学校入学者（認定月が令和 6 年 3 月以前の方に限る）〕	63,000 円
体育実技用具	〔柔道またはスキー授業実施校の小 1・小 4・中 1〕	柔道衣またはスキー用具の現物支給
□宿泊校外活動費	〔実施日前までに申請し、認定された方で行事に参加した方〕	交通費・見学科相当額
□修学旅行費	〔実施日前までに申請し、認定された方で行事に参加した方〕	実費相当額(一部対象外費用あり)
◆通学費	〔小・中学生で通学距離が一定以上など所定の要件を満たす方〕	公共交通機関利用額
◇給食費	〔小・中学生〕	給食費が無料
◇学校病医療費	〔小・中学生で所定の疾病で医療機関を受診する方〕	所定疾病分の医療費自己負担額が無料
◇災害共済掛金	〔5 月時点で認定を受けている小・中学生〕	日本スポーツ振興センター災害共済掛金が無料

※ 小学校(生)には義務教育学校の前期課程、中学校(生)には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含みます。

※ 国の基準改定等により変更になる場合があります。

○就学援助の申請に関するご相談、申請書の交付・提出等については、学校にお問い合わせください。

○就学援助の制度については、札幌市ホームページでもご案内しています。「札幌市 就学援助」で検索してください。

（発行）札幌市教育委員会学校教育部教育推進課学事係 TEL：011-211-3851 メール：shugakuenjo@city.sapporo.jp

令和 5 年 10 月～令和 6 年 9 月分 札幌市就学援助 申請要領



申請書はこの中に入っています

就学援助は、経済的な事情によりお子様の義務教育にかかる就学費用の支払いにお困りの世帯に対して、学用品費、給食費、修学旅行費など、就学に要する費用の一部を援助する制度です。世帯の所得が所定額以下であるなど、札幌市が定める要件を満たす世帯が受けられます。希望される方は、以下の説明をご覧のうえ申請してください。

1 就学援助の対象となるお子様

・令和 5 年 10 月時点で**小学校・中学校**に在学しているお子様

・令和 6 年 4 月に**小学校に入学する**お子様

義務教育学校前期課程は小学校、義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程は中学校と読み替えてください。

2 認定要件（就学援助を受けられるための要件）

札幌市内にお住まいで、次の認定要件のいずれかに該当する世帯（生活保護を受けている世帯を除く）

	認定要件					備 考			
①	令和 4 年 10 月以降 生活保護が廃止または停止された。					生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限ります。			
②	札幌市で児童扶養手当を受給している(A)、または 令和 4 年 11 月以降に受給したことがある(B)。					(B)は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成等が変わっていない場合に限ります。			
③	令和 4 年度または令和 5 年度のいずれかにおいて、高校生以下を除く世帯全員(※1)の市町村民税が非課税または全額免除された。					同一年度に全員が非課税である又は全額免除されていることが必要です。			
④	高校生以下を除く世帯全員分(※1)の 令和 4 年中の所得の合計額が下表の限度額以下だった。					医療費自己負担額を支払った世帯 (※2)、失業者がいる世帯 (※3) は、世帯の所得の合計額から一定額を控除できる場合があります。			
	世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
	所得限度額(※4)	186 万円	232 万円	252 万円	288 万円	341 万円	410 万円	480 万円	558 万円
	給与収入目安(※5)	277 万円程度	343 万円程度	369 万円程度	414 万円程度	480 万円程度	567 万円程度	654 万円程度	741 万円程度
⑤	令和 4 年度以降、風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除された。								
⑥	令和 4 年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。(※6)								

(※1) 生計維持者が単身赴任等で別居している場合や離婚前提で別居している場合、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。なお、離婚調停や裁判中の場合は配偶者を同一世帯とみなさないことができる場合があります。

(※2) 医療費は、所得税の医療費控除（特例を除く）の対象となる費用に限ります。健康診断や予防接種は対象外です。

(※3) 申請時点で無職・無収入の方に限ります。雇用保険の特例一時金を受けている方は対象外です。

(※4) 所得は、収入から必要経費を差し引いた額です。給与の場合は支払金額ではなく給与所得控除後の額となります。

(※5) あくまでも目安です。収入がある方の人数や金額によって所得額が異なる場合がありますのでご了承ください。

(※6) 表に掲載の 3 費目に限ります。緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含む）は対象外です。

3 申請方法

次ページの 4 に記載の必要書類を、お子様が在学する学校（小学校入学予定のお子様のための世帯は入学予定校）に提出してください。小学生と中学生など学校が異なるお子様が複数名いる世帯は**いずれか 1 校に提出してください。在籍校ごとに別々に提出する必要はありません。**2 校以上に重複して提出しないようお願いいたします。

